

国家規格の著作権保護に関する考察

——民間団体が関与した日本工業規格の制定を中心に——

鳥 澤 孝 之*

抄 録 わが国では官公庁が作成した法令、通達等の著作物については、著作権法で権利の目的とされないものと規定されている。しかし政府が制定する国家規格のうち日本工業規格については、原案を作成する民間団体等の創作のインセンティブを高めることや、翻訳利用しているISO（国際標準化機構）等が作成した国際規格の著作権保護などを目的として、国家規格自体が著作権により保護されるとの見解がある。本稿では、わが国の官公庁著作物に係る著作権制度を検討するとともに、工業標準化制度や国家規格の制定過程、及び諸外国における国家標準化機関や国家規格の著作権保護をめぐる制度や判例を検討した上で、日本工業規格の原案作成に関与した民間団体の利益保護の施策の方向性について考察するものである。

目 次

1. はじめに
2. 官公庁作成の著作物の性質
 2. 1 官公庁著作物の著作権の制限
 2. 2 官公庁著作物の著作権の帰属
 2. 3 官公庁著作物の自由利用と第三者の著作権保護の関係
3. 国家規格の著作権保護の在り方
 3. 1 国家規格の概要
 3. 2 JISに係る著作権保護
 3. 3 諸外国の国家標準化機関と国家規格の著作権保護の状況
4. 今後の課題

1. はじめに

国、地方公共団体等の官公庁が作成した法令、白書、統計資料等の著作物については、企業や個人等が社会活動する上で依拠することが多いことから、円滑に利用できることが望ましい。しかし著作物は著作権法の適用対象となることから、これらの利用において著作権がどのように働くのかが問題となる。この点著作権法では、

官公庁が作成した著作物については、権利の目的とされない場合や、一定の場合に権利制限をする旨規定されており、利用に支障が生じないように配慮されている。

しかし官公庁が著作物を作成する場合、民間企業等と同様に組織内の職員のみならず、外部機関が作成した著作物を組み合わせて公表することが多くなっている。とりわけ大臣が制定した国家規格のうち日本工業規格（以下「JIS」という。）においては、国際標準化戦略とあいまって、民間団体が規格原案を作成していることなどを理由に、国家規格自体の著作権保護が主張され、企業や図書館等での規格の複製やインターネット送信などの利用において影響が生じている。

そこで本稿では、官公庁作成の著作物に関するわが国の著作権法（以下「法」という。）の制度について検討した上で、諸外国の官公庁著作物及び国家規格の著作権保護と比較しつつ、

* 筑波大学大学院ビジネス科学研究科博士課程
Takayuki TORISAWA

第三者が関与した国家規格の著作権保護について考察する。

2. 官公庁作成の著作物の性質

2.1 官公庁著作物の著作権の制限

(1) 法第13条

官公庁が作成する著作物のうち、法令、告示、訓令、裁判所の判決・決定・命令、これらの翻訳物・編集物で官公庁が作成したものについては、著作権の権利の目的とはならないと規定されている（法第13条）。法令、告示、判決等は官公庁職員がその思想又は感情を創作的に表現したもので文芸、学術等の範囲に属するものであれば、著作物（法第2条第1項第1号）に該当し、本来は著作権保護の対象になる。

しかし、法が著作物の創作者にその利用について排他的な独占権を与えているのは、創作へのインセンティブを与えることによって情報の豊富化を図ることを目的とするものであることから、公費を用いる官公庁作成の著作物、とりわけ国民に周知することを目的として制定する法令、告示等については原則として市場原理とは関係がなく、インセンティブを与える必要がないとの指摘がある¹⁾。また、著作権を有する被相続人の相続人が不存在で民法上国庫に帰属する場合について、法第62条第1項第1号では著作権が消滅すると規定されており、著作物利用に対する排他的支配権を国庫に帰属させるよりも、公有として一般国民に自由に利用させる方が公益に合致すると考えられている²⁾。

著作権に関する国際条約であるベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約）の第2条(4)においても、「立法上、行政上及び司法上の公文書並びにその公的な翻訳物に与えられる保護は、同盟国の法令の定めるところによる。」と規定されている。その理由としては、これらの公文書につい

ては、市民や法人がその権利義務関係や、当局の決定についてできるだけ十分に周知されうるために、自由に利用できるものでなければならぬからであるとされている³⁾。

(2) 法第32条第2項

法第13条が適用されず法の保護の対象となる官公庁作成の著作物であっても、①国等が一般に周知させる目的で作成した、②国等の著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書等の著作物を、③説明の材料として新聞紙、雑誌等の刊行物に転載することについては、④転載禁止の旨の表示がない限り、著作権者の許諾がなくとも行うことができると規定されている（法第32条第2項）。その趣旨は、法令、通達等とは異なり、一般の学術文献と同性格の資料については国等の著作権による財政収入が認められる一方で、公共のために広く利用させるべき性質のものであるからとされている⁴⁾。

したがって国等の官公庁が作成した著作物についても、民間団体等が作成した場合よりも著作権の範囲が制限される場合があるとはいえ著作権が発生する場合があることから、その利用については他の著作物と同様に著作権法上の規定内容を確認する必要がある。

2.2 官公庁著作物の著作権の帰属

官公庁作成の著作物に著作権が発生する場合、その著作権がいずれに帰属するのが問題になる。この点、(1) 国等の官公庁、(2) 作成者である職員個人、(3) 官公庁組織に属しない第三者の三通りが考えられる。

帰属先が(1)になるのは、作成された著作物が職務著作（法第15条）に該当する場合である。職務著作とは、①法人等の発意に基づき、②その法人等の業務に従事する者が、③職務上作成する著作物で、④その法人等が自己の著作の名義の下に公表する場合（プログラムを除く）

は、⑤その作成時における契約、勤務規則等に別段の定めがない限り、その法人等に著作権が帰属するというものである（同条第1項）。このような場合には官公庁が自ら著作権者となり権利を行使してその利益を財政収入等にすることが可能となる。裁判例においては、大蔵省（当時）の付属機関が作成した報告書について「現行著作権法第15条が規定する如く、法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者において職務上作成する著作物で、その法人等がその著作名義のもとに公表するものと認められるものについては、その著作物の著作者は別段の定めがない限り、その法人等であって、その法人等が原始的に著作権を取得するものと解するのが相当である。」として当該報告書を無断で発行した出版社に対する国からの著作権侵害の主張を認めたものがある⁵⁾。

一方、官公庁職員が作成した著作物のうち職務著作に該当しないものは職員個人に、また外部に委託した業者が作成したもの（依頼原稿、写真、図表など）や有識者が執筆した文章などの第三者作成の著作物などについては、原則として官公庁外部の者に著作権が帰属する。そのため、このような著作物を含む官公庁著作物自体に対する法適用が問題になる。

2.3 官公庁著作物の自由利用と第三者の著作権保護の関係

官公庁著作物のうち、判決等（法第13条第3号）について、判決文に掲載、添付された鑑定人等の私人の著作物にも、判決として利用される限度で法第13条の適用があり自由に複製、翻案することができる一方で、判決中からその他人の著作物を抽出し、判決と関係ない形で利用することは著作権侵害となる旨の見解がある⁶⁾。これは官公庁著作物の自由利用の要請とそれに含まれる私人の著作物の著作権保護の必要性との調和を図る趣旨であると考えられる。同

条が適用されるにもかかわらず私人の著作物について国とは別個に著作権を行使できるとすれば、公共性に鑑みた国民による自由利用に支障が生じ、制度趣旨を没却させるためである。

また法令、通達等の制定過程において、中央省庁に置かれた審議会での聴取・説明、議員立法における資料収集、議員への協力等を通じて、民間団体が作成した著作物が制定内容において利用される可能性がある。このような場合にその制定内容について、民間団体が複製等の利用に対して著作権行使することを容認すれば、遵守すべき法令等を国民、企業等に対して迅速に広く周知することができず、社会の安定性を損なうおそれがある。

思うに、私人、民間団体等の著作物を含む官公庁著作物を利用することについては、①官公庁が自らの著作物の作成に際して民間団体等の著作物を利用する場面と、②①の行為により完成した、法第13条に該当する官公庁著作物を国民、企業等が利用する場合に分けて考える必要があると思われる。

①の場合は、著作物を利用される民間団体等は官公庁に対して原則として著作権を行使することができる应考虑すべきである。ただし、官公庁については、鑑定人の著作物を判決文に掲載する場合などの裁判手続や、立法・行政機関による内部使用目的などの複製に係る著作権制限規定（法第42条）が適用されるため、民間団体等よりも許諾なく利用できる範囲が広いと思われる。一方で、②の場合には法第13条が適用されることになるため、著作権を行使することができない。したがって、官公庁著作物に含まれる民間団体等の著作物の著作権は、その著作物を利用する官公庁と当該民間団体等との間の著作権制限規定の適用または著作権処理の問題であり、官公庁以外の利用者に対しては基本的に権利行使できないと考えるべきである。

3. 国家規格の著作権保護の在り方

3.1 国家規格の概要

国家規格とは一般的に「国家標準化機関又は国家規格団体によって採択され、公開されている規格」とされる⁷⁾。日本では、経済産業大臣が主に制定するJIS、農林水産大臣が農林物資の種類（品目）を指定して制定する日本農林規格（JAS）⁸⁾、厚生労働大臣が医薬品の性状及び品質の適性を図るために定め公示する日本薬局方⁹⁾などがある。これらの規格の目的である標準化は「自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること」である。とりわけJISが役割を担う工業標準化の意義は、自由に放置すれば多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、互換性の確保、生産の効率化、公正性の確保、技術進歩の促進等の観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、全国的に「統一」又は「単純化」することであると説明される¹⁰⁾。

このような工業標準化を含めた技術標準化については伝統的に純粋な技術的問題で、誰でも自由に使える国家規格の作成はボランティアであると認識されてきたが、市場競争における研究開発のもつ比重が高まり、その成果を知的財産権という形で戦略的に保護・活用することが企業経営にとって重要になるにつれ、知的財産を積極的に主張するケースが増えているとの指摘がある¹¹⁾。作成した技術標準に含まれる特許権の取扱いに関する問題はその例である¹²⁾。国家規格においては、JIS自体が著作権により保護されるとの言及があり¹³⁾、インターネット等からのプリンアウトが制限され、料金を支払って利用することが通常となっている¹⁴⁾。そこで次節ではJISについてそのような言及がなされる根拠について検討する。

3.2 JISに係る著作権保護

(1) 問題点

工業標準化法第11条では「主務大臣は、工業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会〔筆者注：日本工業標準調査会〕の議決を経なければならない。」と規定されているため、主務大臣はJISの原案をすべて日本工業標準調査会（以下「JISC」という。）に付議する必要がある。具体的には「JISを制定するに当たり、国（主務大臣）は、JIS原案を工業標準化法に基づいて調査会に付議し、調査会は、JIS原案について調査審議を行い、当該JIS原案がJISとして適切であると判断した場合、その旨を国（主務大臣）に答申し、国（主務大臣）は、当該JIS原案をJISとして制定する旨官報に公示する、という手続きが行われる」ことになる¹⁵⁾。

このJISの原案作成の大部分は、工業標準化法第12条に基づいて日本規格協会、業界団体、学協会などが自発的にJISを制定してほしい旨の申出を行うか、同法第11条に基づいて業界団体等が国からの委託を受けて行う場合となっており¹⁶⁾、官公庁以外の民間団体が作成した著作物としてのJIS原案の取扱いが問題となる。

また、わが国が世界貿易機関（WTO）に加盟する際に締結したGATT/WTOスタンダード協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A 物品の貿易に関する多角的協定 貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定））は各加盟国の基準規格の相違が貿易に対する技術的な障壁となることから、加盟国は基準を定める場合、関連する国際任意規格がすでに存在したまたはその制定が間近であれば、国際任意規格を国内基準の基礎として用い（同協定2.4条）¹⁷⁾、中央政府標準化機関が任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準を受諾し遵守することが義務づけられている（同協定4.1条、附属書3）¹⁸⁾。そのため、JISの国際規格（ISO/

IEC規格)への整合化がわが国において推進されている¹⁹⁾が、その際には国際規格の内容を翻訳する必要があり、複製権(法第21条)及び翻訳権(法第27条)が問題となる²⁰⁾。

このようにISO規格はWTOのTBT協定において各国の規格を国際標準に調和させる要請から広く採用されるに至ったが、ISO自体は民間組織であり²¹⁾、ISO規格自体は官公庁著作物とは異なりわが国の法第13条が適用されず著作権を主張できる場合があることに注意する必要がある²²⁾。

(2) 日本での議論

わが国でJIS原案の著作権が具体的に言及されたのは、JISC標準会議による平成12年の『21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書』の公表以降である。同報告書では、民間主導の規格原案作成体制の更なる推進を図る必要がある一方で「我が国では、規格原案作成を専業として行っている民間団体はなく、規格作成・普及だけで独立に採算を立てられる状況にはほとんどないものと考えられる」ことから、民間における規格原案作成を支援していく一方で、民間提案に係る規格原案作成者に著作権を残す等、規格作成に係るインセンティブを高める方策を探るとしている。そして規格作成に係るインセンティブの強化を図るため「今後は、工業標準化法第12条に基づき民間規格原案作成団体が提出した規格原案については、当該団体に著作権を残すことを検討する」と報告している²³⁾。また、JIS規格作成手続の電子化が進展することに伴い、電子媒体からの複写が紙媒体からよりも容易であるために、著作権による保護がなければ、規格原案作成者が想定していない者による規格販売等の可能性があることを指摘している²⁴⁾。

これを受け、平成14年3月28日に制定された「JIS原案作成マニュアル」において、JISの著

作権の取扱いに関して「原案作成団体等からのJIS申出のインセンティブを高めることを目的として、平成14年4月以降の12条申出によりJIS制定等された規格については、原案作成団体等に著作権が残ることとなりました。」と規定し、原案作成者に帰属することを認めた²⁵⁾。しかし他の著作物と同様にJISの利用について排他的な権利が行使された場合、国家規格としてのJISの公共性に大きな影響を及ぼす。そのため国家規格等の標準に特許権等が含まれる場合に権利者から非差別的かつ合理的条件(RAND条件)で特許権等の実施許諾を得て行う標準制定のルールである「パテントポリシー」²⁶⁾と同様のものとして、「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」を定めた。具体的には、国と著作権者との間の同意事項として、JIS原案が制定又は改正された場合には、適切に普及させるため、適切な第三者(日本規格協会等)と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該JISを出版及び公衆送信することなどについて原案作成者に認めさせ、その著作権を契約により制限している²⁷⁾。さらに、その出版、公衆送信等されたJISの利用を希望する一般国民、企業等に対しては個々に著作権を行使することになると思われるが、現時点ではその権利行使に伴う使用料額や分配の仕組みなどを定めたシステムやルール等の公表資料は見当たらない。

一方で、図書館資料の複写業務において、国が制定したJISは法第13条第2号が適用されることから、規格の解説等を除いて自由に利用できるとする実務上の見解が見られる²⁸⁾。

なお、行政・技術分野に関する基準・標準に係るシステムにおいては、「直接的な公的関与がある、①強制法規における強制基準、②公的標準(いわゆる『デジュール標準』)の分野と③非公的標準(『デファクト標準』)の分野に分けられ」、「JISはデジュール標準の一つ」であ

ることから、①の強制基準と異なり強制力はないとされている²⁹⁾。しかし、法第13条では官公庁の著作物について、強制力の有無は適用の要件となっていないことから、著作権の発生の検討に際して特段の影響はないと考えられる。

(3) ISOの主張内容

JISにおいて翻訳利用されている国際規格の世界標準化機構（以下「ISO」という。）の規格についても著作権が主張されている³⁰⁾。ISOは理事会で「ISOの知的財産権保護に関する指針及び方針」を承認し、電子的環境の出現と拡大によりISO規格に関する著作権の条件を再考し、規格が著作権で保護された文書であるという事実の周知が望ましいことなどについて表明している³¹⁾。またISO中央事務局ディレクターであったChabot氏によれば、ISO規格の出版はISOのコアビジネスであり、ISO規格を国家規格として採用したメンバーボディ（加盟団体）は著作権及び各国国内法規を用いて、ISOの知的財産を保護する責任が伴うとしている³²⁾。

そのため、「JIS原案作成マニュアル」においても、ISO規格等の国際規格を基礎としてJIS原案を作成する場合には、当該国際規格の著作権者（国際規格の標準化機関など）からの事前許諾、ロイヤリティの支払い、事前連絡等をJIS原案作成者に求めている³³⁾。

なお、「ISOの知的財産権保護に関する指針及び方針」では、集中的な著作権管理の方法とし複製権組織について紹介している。わが国においてはそのような組織に相当するものとして、著作権等管理事業法³⁴⁾に基づき設立された、日本複製権センターや学術著作権協会などがあるが、JIS、ISOなどの国家規格、国際規格の複製に伴う著作権を取扱う著作権等管理事業者は現在見当たらない。

また、国際標準化に関係する著作権について、国際標準化機関や欧米の国家標準化機関が会員

から徴収する会費のみならず、規格書の販売を主な収入源としている一方で、日本の標準化機関は規格書の販売益よりも会費収入にウェイトを置いているとの指摘がなされているところであり³⁵⁾、規格に関する著作権の集中管理事業体制は整っていないと思われる。

3. 3 諸外国の国家標準化機関と国家規格の著作権保護の状況

(1) 国家標準化機関

海外の国家規格に関する著作権法上の取扱いを論じる前提として、規格制定主体の国家標準化機関と政府との関係を考察する必要がある。政府に該当する場合には、官公庁著作物として著作権保護の対象にならない可能性があるためである。

主要国の政府と国家標準化機関との関係は表1³⁶⁾のとおりである。

表1 主要国の政府と国家標準化機関の状況

国名	政府における標準化管理部署	国家標準化機関	左記機関の法的地位
日本	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット	日本工業標準調査会(JISC)	法律(工業標準化法)に基づき設置された政府審議会
米国 ³⁷⁾	商務省国家標準技術研究所(NIST)	米国国家標準協会(ANSI)	内国歳入法第501条(c)(3)に基づく非営利団体
カナダ ³⁸⁾	産業省消費者問題局(OCA)など	カナダ標準委員会(SCC)	政府から独立した連邦公社(Federal crown corporation)
英国 ³⁹⁾	ビジネス・企業・規制改革省(DBERR)	英国規格協会(BSI)	王立憲章(Royal charter)により設置許可された非営利団体
ドイツ ⁴⁰⁾	経済技術省(BMWi)	ドイツ標準協会(DIN)	登録社団(e.V.)

フランス ⁴¹⁾	経済産業雇用省 (MEIE)	フランス 規格協会 (AFNOR)	公益性承認 非営利社団 (association reconnue d'utilite publique)
---------------------	-------------------	-------------------------	--

上記の表1から、日本以外の主要国では政府以外の民間団体が国家標準化機関であることが分かる。国家標準化機関に対する政府の関与についても、例えば英国では覚書の締結により、フランスでは政令により、ドイツでは契約によりそれぞれ規格の制定権限が付与されており、民間団体が主体になって規格を制定している⁴²⁾。

また、「諸外国を見ると、欧米諸国では、殆どの国が国家規格の作成を覚書や契約により民間に委ねている。政府は、作成された規格の利用に関して政策的な活用を図る立場だ。…日本の標準化体制は後進国ということも出来るかもしれない。」とわが国の国家標準化機関の組織形態が先進国の中で珍しいことが指摘されている⁴³⁾。したがって、国家規格の著作権を論じる場合、わが国と主要諸外国とでは規格制定主体が異なることを前提に検討する必要がある。

(2) 国家規格に係る著作権法上の規定

主要諸外国においても日本と同様に工業標準に係る国家規格が制定されているが、米国⁴⁴⁾、カナダ⁴⁵⁾、英国⁴⁶⁾、ドイツ⁴⁷⁾、フランス⁴⁸⁾においては、それらの著作権が言及されている。

官公庁が作成した著作物の著作権法上の取扱いについては様々なものとなっている。ドイツではわが国と同様に、著作権法（1965年9月9日の著作権及び著作隣接権に関する法律）第5条第1項において「法律、命令、官公庁の布告及び公示並びに判決及び官公庁の作成に係る判決要旨は、著作権の保護を受けない。」⁴⁹⁾と、イタリア著作権法第5条では「この法律の規定は、イタリアおよび外国の国家または官公庁の公文書には適用しない。」と規定している⁵⁰⁾。また

米国では著作権法第105条で合衆国政府の著作物には米国法の著作権による保護は及ばないと規定している⁵¹⁾。一方で、英国（1988年の著作権、意匠及び特許法第163条）⁵²⁾やカナダ（著作権法第12条）⁵³⁾では国王の職員や公務員がその任務の過程において作成した著作物の最初の著作権者は国王となるが、公的資料の広い頒布を勧める政策がとられ、政府資料の多くはインターネット、個人使用目的のダウンロードが可能な状態となっている。

このうちドイツにおいては、2003年の著作権法改正で、私的な規格文書に関する規定が追加された。その経緯としては、民間団体が作成した原案を借用したDIN規格を発行した出版社に対してDINが著作権侵害で訴え提起したところ、DIN規格が州の建築法規に基づいて公布、公告したものである以上、ドイツ著作権法第5条第1項の官公庁の著作物に該当し著作権法で保護されず自由利用できると連邦通常裁判所で1990年に判示されたことが挙げられる⁵⁴⁾。これに対してDINは、DIN規格が官公庁の著作物に該当し著作権法上保護されないという解釈が、所有権を保障するボン基本法第14条第1項に反するかどうかについて連邦憲法裁判所に憲法異議申立をしたが、同裁判所は法的に異議が認められないとした⁵⁵⁾。

2003年の著作権法改正⁵⁶⁾では、第5条第3項として「法律、命令、布告又は官公庁の公示が、私的な規格文書について文言を再録することなく参照を指示する場合には、その私的な規格文書に関する著作権は、前二項によって妨げられない。この場合において、作者は、出版者のいずれに対しても、相当なる条件のもとに、その複製及び頒布に関する権利を許与する義務を負う。複製及び頒布に関する排他的権利の保有者が第三者である場合には、この保有者が、第2文に基づいて、使用権の許与について義務を負う。」⁵⁷⁾との規定を追加し、国家規格で指示、

参照された民間団体の私的な規格文書の権利保護を図ると同時に、国家規格の公共性に鑑み当該文書の複製、頒布に関する排他的権利を制限している⁵⁸⁾。これは3.2(2)で述べたRAND条件に近いと思われる。ただし、同項は国家規格自体を著作権の対象としているものではなく、また私的な規格文書であれば従来の規定でも著作権の対象であったことから、本項の意義は私的な規格文書の著作権制限であると思われる。

4. 今後の課題

わが国のJISの著作権保護の主眼は、同規格に含まれる国内民間団体が作成した規格原案と、翻訳利用されているISOなどの民間組織が制定した国際規格の著作権保護であると思われるが、2.3で述べた判決等に含まれる第三者の著作物保護に関する見解や、3.3のドイツ著作権法改正の経緯に見られるように、わが国の法では原案作成を民間団体が行った場合を含めて、JISなどの政府が主体となって法律に基づいて制定した国家規格は法第13条第2号に該当する著作物として著作権の目的とならないと解される。また諸外国の国家規格が著作権法により保護されるのは、わが国と異なり国家標準化機関が民間団体であるためであり、政府が主体となっているわが国と同様に考えることは困難である。

確かに、GATT/WTOスタンダード協定により規格の基礎として用いなければならない国際規格を制定する国際標準化組織が著作権を主張し、またわが国の国際標準化戦略の上で国家規格作成の役割を担う民間団体のインセンティブを高めるための手段として、規格の著作物性に着目し著作権保護が要望されることは考えられる。

しかし法第1条では、著作者等の権利の保護を図る前提として「文化的所産の公正な利用に

留意」することを求めており、主務大臣が制定するJIS規格においても、法令・通達等と同様に国民に広く開放して利用されるべきものである以上、著作権を制限する必要があると考えられる。また民間団体の創作へのインセンティブについては、著作権による保護を社会が必要とする情報は何かということを考えることが重要となる。この点、情報は従来自由利用が原則であるところ、情報を特定の者の独占的利用に服せしめる立法政策はなるべく謙抑的になされるべきであるとの指摘がある⁵⁹⁾。「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針」において国等が使用するためのJIS原案・規格に係る著作権を、国と原案作成者との間の同意事項として制限しているのは、正にJISの公共性・自由利用の要請を裏付けるものである。

さらにJISCは「JIS原案作成マニュアル」で、平成14年以降は利害関係人が原案を申出て規格を制定した場合には、原案作成団体に著作権が残ることとしたと規定していることから、同年以前は国に規格原案の著作権を譲渡して著作権処理を行っていたものと考えられる。しかし、このマニュアルにより原案作成団体に著作物に係る権利が帰属するとしても、その規格原案がJISとして採用され制定された場合には法第13条が適用され著作権の目的とはならず、かつ同条の改正が行われていない以上、平成14年以前と同様に原案作成団体が制定規格の利用者に対して著作権を行使することは困難と思われる。この点、3.2(2)で述べた『21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書』において、国家標準化機関を国とすることを維持したまま、民間主導の規格原案作成の更なる推進を図るために規格原案作成団体に著作権を残すことを提案したが、著作権制度上の根拠が明確でない⁶⁰⁾。

したがって現行法においては、民間団体である国際標準化組織や原案作成主体が、国（主務

大臣)が制定した国家規格の原案を作成した場合、その原案を規格として利用する国に対して著作権を行使することはできるが、制定・公示された国家規格自体の利用者(一般国民、企業等)に対して著作権を行使することは、現行法においては慎重になる必要がある。JISC等の関係機関は、著作権に基づく国民、企業等に対するJIS自体の複製(データファイルのダウンロードを含む)、公衆送信等の利用制限の可能性について確認すべきである。わが国がJIS制定において翻訳利用するISO等の国際規格に関する著作権使用料や、民間団体として著作権を行使する規格原案作成や公表するために行われる規格等の出版⁶¹⁾、公衆送信等に対する対価は、基本的に国の財源により解決すべき問題であると考える。

今後の方策としては、第一に、JISの規格原案作成者に著作権の行使を認める契機となった『21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書』の著作権に係る審議内容の確認が必要であると思われる。この委員会では著作権を含む知的財産法専攻の研究者・有識者や担当省庁(文化庁)が参加しておらず⁶²⁾、著作権制度についての理解や、関係省庁との調整、審議進行、取りまとめや報告書作成等の経緯が問題になる⁶³⁾。とりわけ、規格制定主体がISOや欧米主要国とは異なり政府機関であることや、規格に著作権があることの制度上の根拠が焦点になるとと思われる。

第二に、わが国の工業標準化行政においては、前記報告書で「引き続き国自ら…規格作成を行っていくべき」⁶⁴⁾ 場合があるとして、国家標準化機関を政府機関としている以上、規格作成に係る権利保護について、ISO等の国際標準化機関や諸外国の規格に係る著作権と調和する新たな制度の策定が求められる。国等の官公庁が手続に則って制定した著作物については法第13条が適用され、文化的所産の公正な利用に留意す

べきとする法の制度趣旨から考えれば、JISに含まれた規格原案や国際規格等について、著作権保護を図る方法が問題になる。この点、規格制定主体が主要先進国や国際標準化機関とは独特なものである以上、権利保護についても、国の財源により規格利用の対価を歳出するなどの、独自の制度を設ける必要があると思われる。

注 記

- 1) 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 2007年) 158頁。
- 2) 半田正夫「国家と著作権」清水英夫先生還暦記念論集『法とジャーナリズム』[内川芳美・森泉章編]所収(日本評論社, 1983年) 394頁。
- 3) ミハイリ・フィチョール[大山幸房ほか訳]『WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説』(著作権情報センター, 2007年) 34-35頁。
- 4) 加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』(著作権情報センター, 平成18年) 246頁。
- 5) 東京高裁昭和57年4月22日判決(昭和52年(ネ)第827号著作権侵害差止請求控訴事件)(いわゆる「龍溪書舎事件」)。判例解説として、半田正夫「判批」別冊ジュリスト157号『著作権判例百選 [第三版]』(有斐閣, 2001年) 86-87頁参照。
- 6) 中山・前掲注1)・159-160頁, 加戸・前掲注4)・138頁, 田村善之『著作権法概説 [第2版]』(有斐閣, 2001年) 257-258頁。なお中山・前掲注1)・158-159頁では「私的団体により作成された規則等にも著作権が成立しうるが、そのような規則等が事実上のスタンダードとなって社会一般に通用している場合、その中には著作権を認めることが妥当でないものもありうる」と指摘している。
- 7) 日本規格協会編『JISハンドブック2008 56 標準化』(日本規格協会, 2008年) 51頁。
- 8) 日本農林規格協会『JAS制度の手引き』(2007年) 参照。
- 9) 第十五改正日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号) 参照。
- 10) 日本規格協会・前掲注7)・1033頁。
- 11) 江藤学「産業政策としての標準化」日本知財学会誌Vol.4 No.1 (2007) 17頁, 金正勲「情報通

- 信・コンテンツ分野における知財の公私問題と解決への取り組み」隅藏康一編『知的財産政策とマネジメント —公共性と知的財産権の最適バランスをめぐる—』所収（白桃書房，2008年）24頁。
- 12) 日本工業標準調査会標準部会議決「特許権を含むJISの制定等に関する手続について」日本規格協会・前掲注7)所収・1097-1101頁，平松幸男「企業における技術標準化戦略の重要性 —知的財産戦略との均衡の観点から—」知財管理56(7) (通号667) [2006.7] 999-1000頁，藤野仁三「ホールドアップ問題に関する米国判例の展開」知財管理59(3) (通号699) [2009.3] 297-307頁など参照。
- 13) 日本工業標準調査会標準部会議決・適合性評価部会「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」日本規格協会・前掲注7)所収・1102-1104頁，日本工業標準調査会標準部会「JIS原案作成マニュアル」同・前掲注7)所収・1093頁参照。
- 14) 日本工業標準調査会のウェブサイト (<http://www.jisc.go.jp/index.html> (参照日：2009.3.3)) でJIS検索をした場合、「JIS規格詳細画面」でPDFファイルの規格の閲覧をする際に「当該JISは著作権で保護されているため，本サイトではJISの閲覧のみ可能となっております。」との注意書きがポップアップ表示され，PDFファイルの印刷が行えない状態となっている。
- 15) 日本工業標準調査会標準部会・適合性評価部会「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」日本規格協会・前掲注7)所収・1102頁。なお，技術情報を提供するために公表される標準仕様書 (TS) や標準報告書 (TR) については，JISとしての制定に至っていないことから (日本規格協会・前掲注7)・1041頁参照)，法第13条は適用されず，著作権が発生する可能性があると考えられる。
- 16) 日本規格協会・前掲注7)・1037頁。
- 17) 小室程夫『国際経済法 新版』(東信堂，2007年) 167-173頁。
- 18) 小室・前掲注17)・175-176頁。
- 19) 日本工業標準調査会標準部会「JIS原案作成マニュアル (別添4) JIS (日本工業規格) と国際規格との整合化の手引き」日本規格協会・前掲注7)所収・1114-1118頁。
- 20) 例えばJISの一つである「地理情報—地理識別子による空間参照」(JIS X 7112) の国際一致規格 (技術的内容が対応国際規格と一致であり，かつ，規格の構成が対応国際規格と対応するように作成した規格。日本規格協会・前掲注7)・58頁。) は“ISO 19112: 2003”であるが，このJISの序文において「この規格は，2003年に第1版として発行されたISO19112 (Geographic information - Spatial referencing by geographic identifiers) を翻訳し，技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。」と記載されている。
- 21) 「ISOブーム」の状況について，UFJ総合研究所新戦略部通商政策ユニット編『WTO入門』(日本評論社，2004年) 116-121頁参照。
- 22) なお，国際連合，国際連合と連携を有する専門機関や米州機構が最初に発行した著作物については，万国著作権条約パリ改正条約において保護されており (ある種の国際機関の著作物に対する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書1(a))，著作権法第13条は適用されない。国際連合の著作権に関する具体的な内容については，“PUBLICATIONS POLICY OF THE UNITED NATIONS (A/C.5/48/10), October 1993, paras. 57-59.”を参照。
- 23) 日本工業標準調査会標準部会議『21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書』(平成12年5月29日) 43-45頁。なお，この報告書の案に対する意見募集において吉木健氏 (日本プラスチック工業連盟) から①日本の21世紀の標準化システムを従来の官主導から民主導へ移行すること，②今後の標準化システムの完全な民営移管などについて意見提出されたが，JISC事務局はこれらに対して，同報告書案で「作成された規格について民間に著作権を残すことを検討」すること等の提言をもって対応する旨回答している (日本工業標準調査会標準部会議21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会事務局『『21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書案』に対する意見募集の結果について 頂いた御意見及び御意見に対する対応』(平成12年6月) 4-7頁 (http://www.jisc.go.jp/newstopping/2000/21c_0.pdf (参照日：2009.3.3))。
- 24) 日本工業標準調査会標準部会議・前掲注23)・44

- 頁。
- 25) 日本工業標準調査会標準部会「JIS原案作成マニュアル」日本規格協会・前掲注7) 所収・1093頁。
 - 26) 日本工業標準調査会事務局『ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー及び実施ガイドラインの発効について』(2007年4月3日)。なお、RAND条件については、“ISO/IEC Directives, Part2: Rules for the structure and drafting of International Standards Annex F (normative)”日本規格協会・前掲注7) 所収・1192頁、金・前掲注11)・29-32頁、渡部比呂志「グローバルスタンダード最前線 特許プールを通じた標準化技術の特許ライセンス」NTT技術ジャーナル17(1) (通号190) [2005.1] 70-73頁参照。
 - 27) 日本工業標準調査会標準部会議決・適合性評価部会「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」日本規格協会・前掲注7) 所収・1103-1104頁。
 - 28) 日本図書館協会著作権委員会編『図書館員選書・10図書館サービスと著作権 改訂第3版』(日本図書館協会, 2007年) 23-24頁。
 - 29) 日本工業標準調査会標準会議・前掲注23)・2-3頁。
 - 30) ただし、JISC標準部会は「国家規格(JIS)に採用する場合は国際機関に対する事前許諾及びロイヤリティは原則として必要ありません」と説明している(前掲注25)参照。)
 - 31) 『ISOの知的財産権保護に関する指針及び方針(理事会決議42/1996で承認) ISO/GEN 9:1997』((財)日本規格協会国際標準化支援センター)。
 - 32) Jaques-Oliver Chabot「前ISO中央事務局ディレクターからの日本の読者への提言『なぜISO規格の著作権を保護しなければならないのか』」標準化ジャーナル 35 (11) (通号501) [2005.11] 17-19頁。
 - 33) 日本工業標準調査会標準部会「JIS原案作成マニュアル」日本規格協会・前掲注7) 所収・1093,1095頁。
 - 34) 著作権等管理事業法の概要については、文化庁「著作権等管理事業法について」(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kanrijig-youhou.html> (参照日:2009.5.10)) 参照。
 - 35) 原田節雄『世界市場を制覇する国際標準化戦略—二十一世紀のビジネススタンダード—』(東京電機大学出版局, 2008年) 307頁。また、前掲注23)の報告書の作成の過程で行われた、日本工業標準調査会21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会の第6回会議において、山田肇委員が「『著作権を原案作成団体に残す』ことの意義が印税を渡せるようにするということであれば、その効果は非常にわずかであろう。」と指摘している(「日本工業標準調査会21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会(第6回)議事録」(平成12年5月10日) (<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/oldsummary/0000806/index.html> (参照日:2009.5.10)))。
 - 36) 全体について、日本工業標準調査会標準会議・前掲注23)・表1「主要国の国家標準化機関と政府との関係」を参照。欧州連合、イギリス、フランス、ドイツ、米国、中国の国家規格の制定過程や標準化戦略を説明した資料として、経済産業省「主要国における国際標準戦略」(知的創造サイクル専門調査会(第6回)[2006年9月21日] 参考資料2) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai6/6sankou2.pdf> (参照日:2009.3.3)) 参照。
 - 37) About ANSI Overview (http://www.ansi.org/about_ansi/overview/overview.aspx?menuid=1 (accessed : 2009.3.3))。
 - 38) Participating in the Standards system, A Handbook for Consumer Representatives ([http://www.ic.gc.ca/eic/site/oca-bc.nsf/vwapj/StandardsSystem.pdf/\\$FILE/StandardsSystem.pdf](http://www.ic.gc.ca/eic/site/oca-bc.nsf/vwapj/StandardsSystem.pdf/$FILE/StandardsSystem.pdf) (accessed: 2009.3.3))。
 - 39) About BSI British Standards (<http://www.bsigroup.com/en/Standards-and-Publications/About-BSI-British-Standards/> (accessed: 2009.3.3))。BSi, MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE UNITED KINGDOM GOVERNMENT AND THE BRITISH STANDARDS INSTITUTION IN RESPECT OF ITS ACTIVITIES AS THE UNITED KINGDOM'S NATIONAL STANDARDS BODY (2002.6.20)。
 - 40) About Us DIN e. V. (<http://www.din.de/cmd?level=tpl->

- rubrik&menuid=47566&cmsareaid=47566&cmsrubid=55284&menurubricid=55284&languageid=en (accessed : 2009.3.3)).
ドイツの登録社団制度については、『ヨーロッパ非営利団体調査ミッション報告書』(公益法人協会, 平成19年) 153-162頁参照。
- 41) About the AFNOR Group, Organisational structure
(http://portailgroupe.afnor.fr/v3/about_afnor/organisational_structure.htm (accessed : 2009.3.3)).
- 42) 国吉浩・江藤学「科学技術と政策 第二 国際標準と競争」(2009年1月9日) 14頁
(<http://www.hiroshikuniyoshi.net/090109satp4.pdf> (参照日: 2009.3.3))。
- 43) 江藤学・前掲注11)・15頁。
- 44) American National Standards Institute, Guidelines for Cooperative Standards Development Efforts
(<http://publicaa.ansi.org/sites/apdl/Documents/Standards%20Activities/Information%20Infrastructure%20Standards%20Panel/Guidelines.doc> (accessed : 2009.3.3)).
- 45) Standard Council of Canada, Navigating Copyright in a Digital World (2004).
- 46) British Standards, A standard for standards Part 1: Development of standards — Specification (BS 0-1:2005), pp.20-21.
- 47) Deutsches Institut für Normung e.V., Notice of copyright No.1 February 2004 edition.
- 48) AFNOR, CONDITIONS GENERALES D'AFNOR DANS LE CADRE DE LA NORMALISATION
(<http://www.afnor.org/developpement-durable/pdf/conditions-generales-de-ventes-AFNOR.pdf> (accessed : 2009.3.3)).
- 49) Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (BGBl. I 1965 S.1273). 和訳については, 本山雅弘訳『外国著作権法令集 (37) —ドイツ編—』(著作権情報センター, 2007年) 2頁参照。
- 50) 三浦正広訳『外国著作権法令集 和訳版 イタリア編』
(http://www.cric.or.jp/gaikoku/itary/itary_h1.html (参照日: 2009.3.3)) 参照。
- 51) 17 U.S.C. Sec. 105. 和訳については, 山本隆司ほか訳, 外国著作権法令集 和訳版 アメリカ編 (<http://www.cric.or.jp/gaikoku/america/america.html> (参照日: 2009.3.3)) 参照。
- 52) Copyright, Designs and Patents Act 1988 (c. 48).s. 163. 和訳については, 大山幸房訳『外国著作権法令集 (34) —英国編—』(著作権情報センター, 2004年) 150-151頁参照。
- 53) Copyright Act (R.S., 1985, c. C-42). s. 12.
- 54) BGH, Urteil vom 26. 4. 1990 - I ZR 79/ 88.
- 55) BVerfG, 1 BvR 1143/90 vom 29.7.1998.
- 56) Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft von 10.September 2003 (BGBl. I S.1774).
- 57) 本山・前掲注49)・2-3頁参照。
- 58) Vgl. Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft -Drucksachen 15/38, 15/837- (BT Drucksache 15/1066). Schricker = Katzenberger, Urheberrecht: Kommentar, 3 Aufl. 2006, § 5. Rn.12.
- 59) 中山・前掲注1)・13頁。
- 60) なお, 原田・前掲注35)・308頁では, 国際標準化の専門家について「さまざまな立場の人がせまい領域で働いている現状では, 著作権の理解がくいちがうことが多く, 相手の立場への理解が必要」であるとの指摘がなされている。
- 61) JIS規格票には「規格の一部ではないが, 本体, 附属書に記載した事柄及びこれらに関連した事柄について説明する」ものとして作成された解説(日本規格協会・前掲注7)・186頁参照。)など, 主務大臣が制定したJIS自体以外のものが含まれており, そのような著作物を編集した場合には全体として編集著作物として著作権が発生する(法第12条)ため, 注意を要する。JISハンドブックも同様である。
- 62) 日本工業標準調査会標準会議・前掲注23)・58頁。
- 63) 同委員会において, 規格の著作権保護について議論されたのは, 主に第6回の会議である(日本工業標準調査会21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会・前掲注35)。この中で, 山本喜一委員が「著作権を与えることは良いが, 現状でJISを入手しようとする, 非常に薄いものでも7000円程度で売られていたりする。したがって規格協会から規格の本を購入して大学の講義に

用いようとしても使えない。…教育の観点から使われるような、利益を想定していないような場合は無償でも良いのではないかと発言したのに対して、事務局側（小川工業技術院標準部標準課長（当時））は「教育的な普及の観点からの費用負担の仕組みは検討していきたいが、我が国の規格は海外と比較すると実は安価な方である。」と回答し、法第35条により学校等の教育機関の授業の過程において許諾なく複製できる場合があることに言及していない。また、鳥井弘之委員が「著作権については肖像権など周

辺権の問題もあり、非常に複雑な体系になっているが、大丈夫か。」との質問に対して、事務局側は「文化庁との間でも慎重に検討を進めているが、規格の場合は、さほど複雑ではなく、今のところは大きな問題はないと考えている。」と回答しているが、この会議に関連して、JISの著作権保護について、文化庁の見解が通知等により明らかにされた文書は見当たらない。

64) 日本工業標準調査会標準会議・前掲注23)・44頁。

(原稿受領日 2009年3月3日)